

職員の任免及び職員数に関する状況

1 職員の任免の状況

職員の任免に関する状況

区分	退職				採用		
	定年	勸奨	普通	死亡	再任用 任期满了	新規	再任用 (フルタイム)
人数	1人	0人	2人	0人	2人	8人	1人

(注) 1 採用及び再任用（フルタイム）は、令和4年4月2日から令和5年4月1日までの間に採用、任用した人数です。

2 退職及び免職は、令和4年4月1日～令和5年3月31日までの間に退職した人数です。

2 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

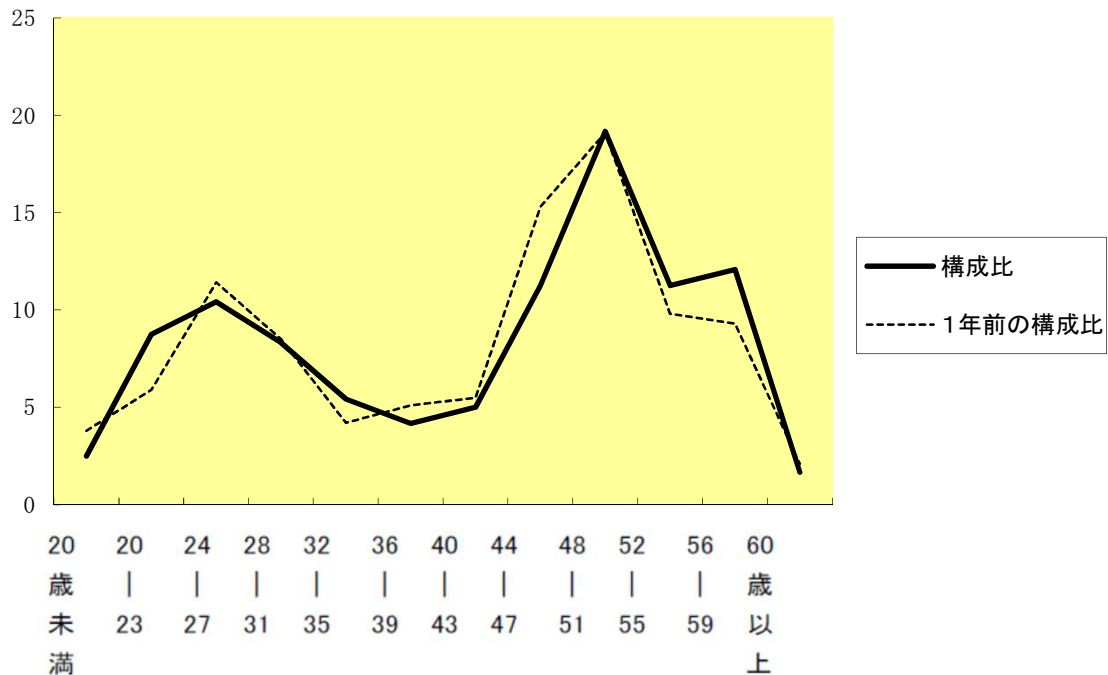
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和5年	令和4年			
一般会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	
		総務	53	53	0	
		税務	11	11	0	
		民生	47	46	1	退職者の補充等
		衛生	18	18	0	
		農水	12	11	1	退職者の補充等
		商工	12	12	0	
		土木	26	26	0	
	計	182	180	2	退職者の補充、不補充及び事務執行体制の見直し <参考> 人口1万当たり職員数 99.5 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 - 人)	
	教育部門	37	36	1	退職者の補充等	
小計	219	216	3	<参考> 人口1万当たり職員数 119.8 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 - 人)		
公営企業等 会計部門	水道	8	7	1	退職者の補充等	
	下水道	7	7	0		
	その他	6	6	0		
	小計	21	20	1		
合計		240	236	4	<参考> 人口1万当たり職員数 131.2 人	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、臨時又は会計年度任用職員を除いた人数です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)

(例) %



区 分	20歳 未満	20歳) 23歳	24歳) 27歳	28歳) 31歳	32歳) 35歳	36歳) 39歳	40歳) 43歳	44歳) 47歳	48歳) 51歳	52歳) 55歳	56歳) 59歳	60歳 以上	計
職員数	6人	21人	25人	20人	13人	10人	12人	27人	46人	27人	29人	4人	240人

3 級別職員数等の状況

(1) 級別職員数の状況(令和5年4月1日現在)

一般職

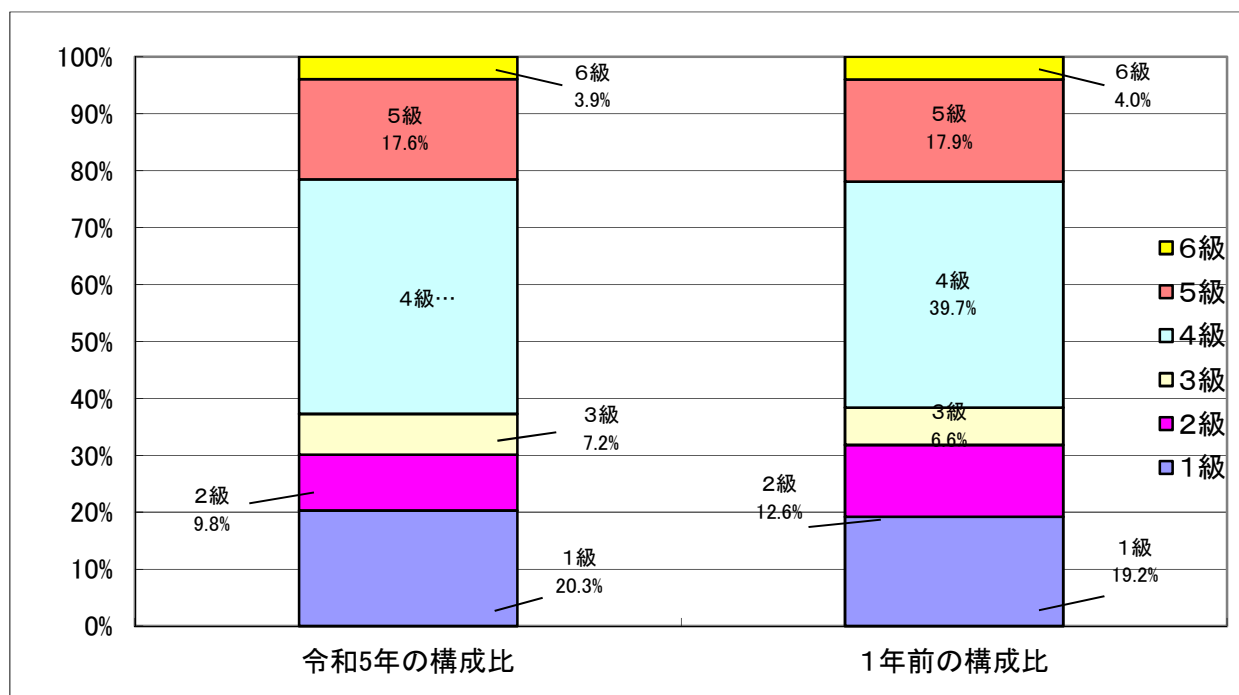
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補・技師補・保育士・事務補	50人	20.8%
2 級	主事・技師・保健師・保育士	27人	11.3%
3 級	主任	26人	10.8%
4 級	主幹・所長(以下「主幹等」)・係長・主査	99人	41.3%
5 級	支所長・課長・館長・農業委員会事務局長・選挙管理委員会事務局長・会計管理者・参事・主幹等	31人	12.9%
6 級	部長・技監・議会事務局長	7人	2.9%
合 計		240人	100.0%

- (注) 1 遠軽町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

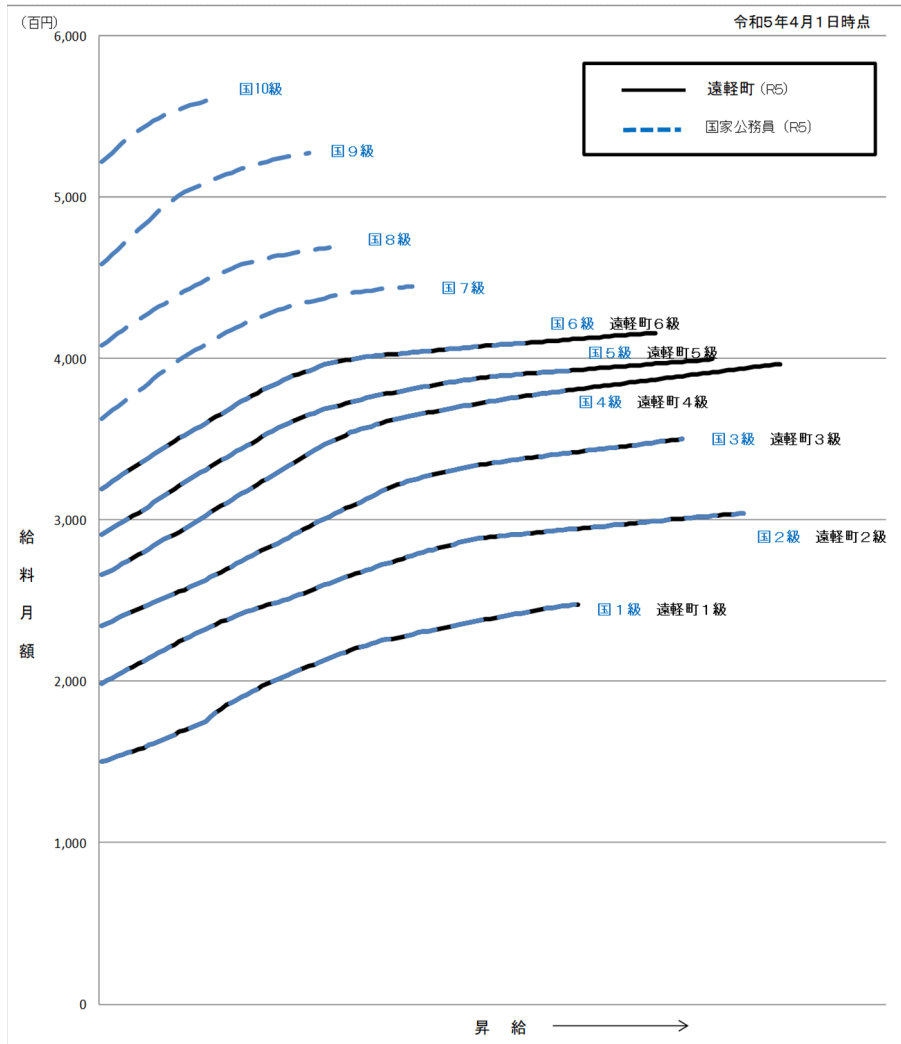
(2) (1)のうち一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	標 準 的 な 職 務 内 容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
1 級	主事補・技師補	31人	20.3%	150,100	247,600
2 級	主事・技師	15人	9.8%	198,500	304,200
3 級	主任	11人	7.2%	234,400	350,000
4 級	主幹・所長(以下「主幹等」)係長・主査	63人	41.2%	266,000	396,700
5 級	支所長・課長・館長・農業委員会事務局長・選挙管理委員会事務局長・会計管理者・参事・主幹等	27人	17.6%	290,700	399,600
6 級	部長・技監・議会事務局長	6人	3.9%	319,200	416,000
合 計		153人	100.0%		

一般行政職における構成比グラフ



(3) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(4) 昇給への人事評価の活用状況（遠軽町）

令和4年4月2日から令和5年4月1日までに おける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	R6. 4以降		R6. 4以降	